

7章 障がい者総合支援制度※

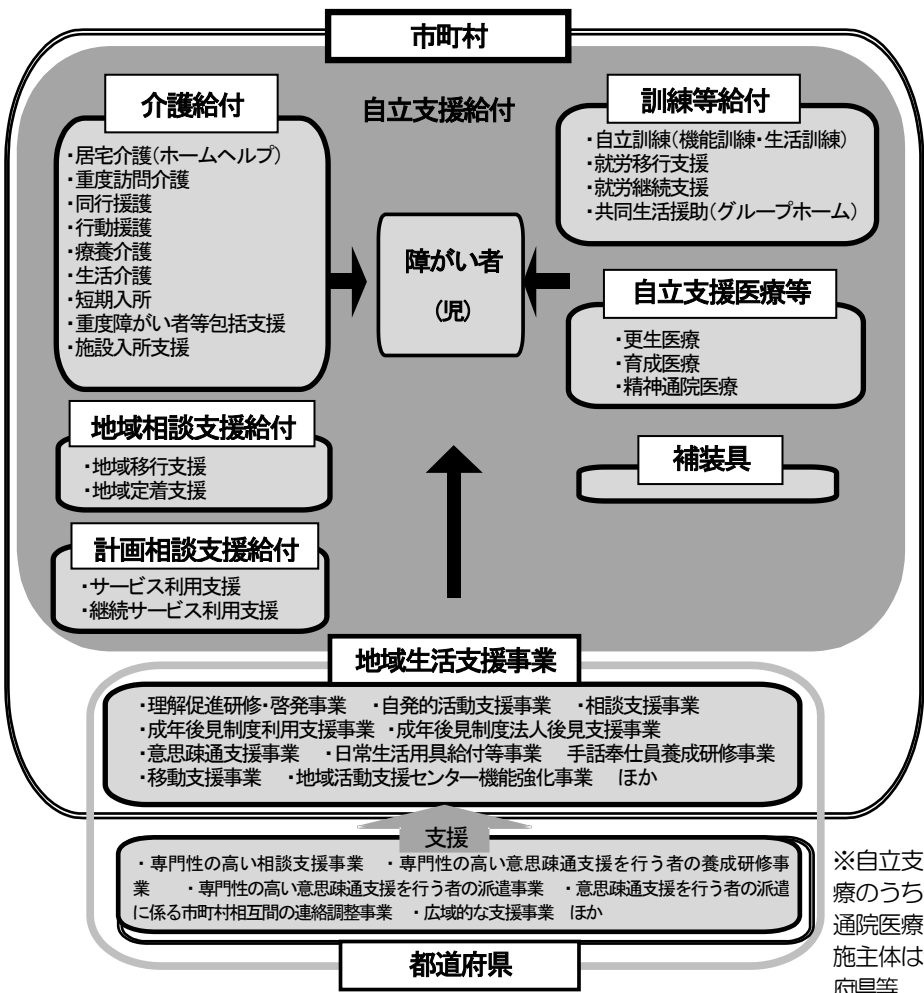
※以下、障害者総合支援法に基づく制度のことを「障がい者総合支援制度」としてしています。

(1) 障害者総合支援法について 身 知 精 難

内容	<p>障がい保健福祉施策は、平成15年4月から支援費制度による利用契約制度が導入され、利用者が自ら事業者を選択して、サービスを利用するという仕組みが始まり、障がい者のサービス利用が飛躍的に拡大しました。</p> <p>その一方で、障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供され、施設や事業の体系が複雑であることなどが課題として指摘されてきました。</p> <p>これらの課題を解決するとともに、障がいのある方々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されました。</p> <p>障害者自立支援法では、</p> <ol style="list-style-type: none">①障がいの種別に関わらずサービスの仕組みを一元化し施設・事業を再編②障がいのある方々に身近な市町村が責任をもって一元的にサービス提供③サービスを利用する方々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保④就労支援を抜本的に強化⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化 <p>といった改革を図ることにより障がい者の方々の地域における自立を支援してきました。</p> <p>平成25年4月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、障がい福祉サービスの対象に難病等による障がいのある方を加え、法に基づくサービスには、居宅介護や重度訪問介護、行動援護、療養介護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画の作成等を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」、更生医療や育成医療等の「自立支援医療」、「補装具費の支給」、相談支援や意思疎通支援、移動支援等を行う「地域生活支援事業」などがあり、これらの支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念として障がい者総合支援システムを構築しています。</p> <p>これらのサービスを利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、障がい支援区分の認定（介護給付、訓練等給付の共同生活援助（介護を伴う場合））、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等との契約や指定医療機関での受診を行っていただくこととなります。</p> <p>【自立支援医療 ⇒ 第4章、補装具 ⇒ 第5章を参照】</p>
----	--

窓	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 【指定事業者・施設の情報】 独立行政法人福祉医療機構ホームページ WAM NET http://www.wam.go.jp/
---	---

障がい者総合支援制度によるサービス体系



(2) 主なサービスの概要

●自立支援給付関係

介 護 給 付	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または、知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援護
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排泄、食事の介護等サービスを提供
	重度障がい者等包括 支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
訓 練 等 給 付	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供

訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労継続支援	企業等に就職することが困難な方等に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	共同生活援助 (グループホーム)	地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供
地域相談支援給付	地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者の方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う
計画相談支援給付	計画相談支援 (サービス利用支援、継続サービス利用支援)	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

●地域生活支援事業関係

- ・地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
- ・生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせることも想定できる事業
- ・障がい福祉サービスに関する普及啓発等の事業

(参考) 市町村地域生活支援事業[必須事業]

理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に関する理解を深めるための研修や啓発を行うもの
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援するもの
相談支援	障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの
成年後見制度利用支援	知的障がい者又は精神障がい者の成年後見制度の利用を支援するもの
成年後見制度法人後見支援	業務を適正に行うことができる法人を整備するとともに、法人後見の活動を支援するもの
意思疎通支援	手話通訳者の派遣などを通じて、障がい者の方の円滑なコミュニケーションを図るもの
日常生活用具給付等	日常生活を便利に、または容易にするために必要な物の給付を行うもの
手話奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するもの
移動支援	障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するもの
地域活動支援センター機能強化	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図る地域活動支援センターの機能を強化するもの

・[任意事業]

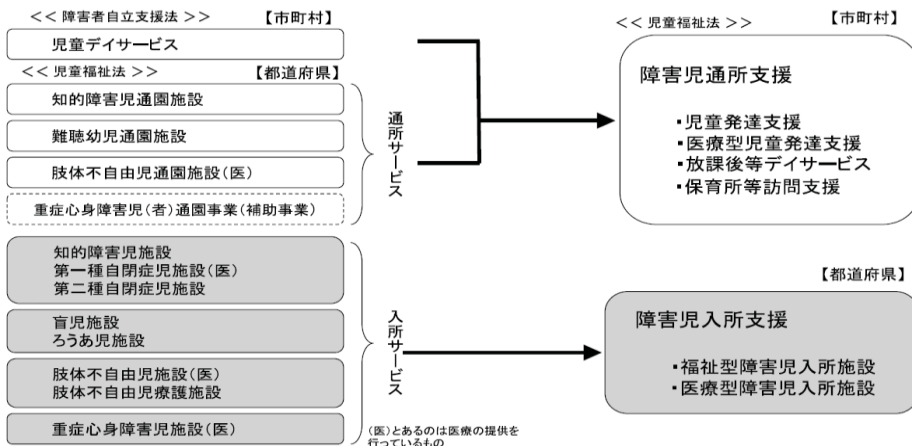
市町村の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができます。

(任意事業の一例)

- ・福祉ホームの運営 (低料金での居室や設備の提供、その他日常生活を援助するもの)

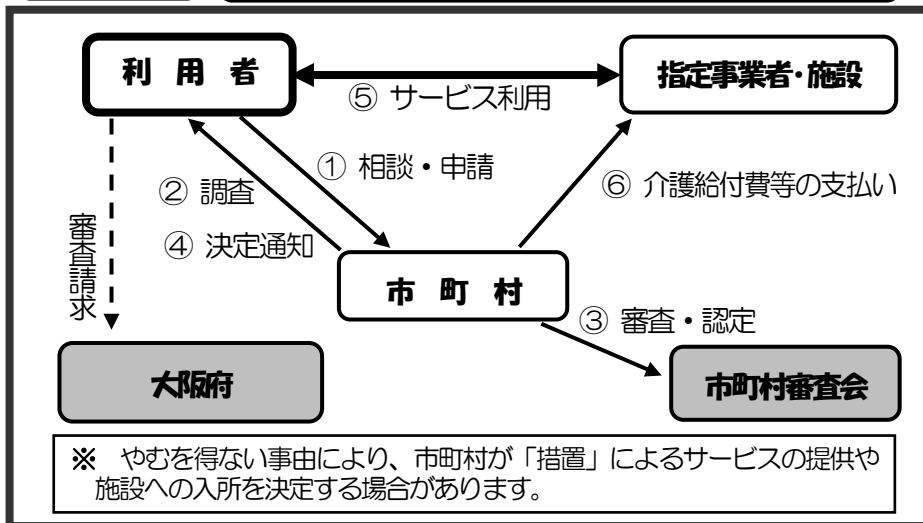
(3) 障がい児支援について

平成24年4月1日より、以下のとおり障がい児支援の体系が変更されています。



通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある障がい児に、児童発達支援及び治療を行う
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う
入所支援	福祉型障がい児入所支援	施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与を行う
	医療型障がい児入所支援	施設に入所する知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児に、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う
相談支援	障がい児相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成する支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う

(4) 障がい福祉サービス利用までの流れ



(5) 障がい支援区分とは

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障がい福祉サービスを受けるに際し、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分である「障がい程度区分」が導入されましたが、平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものとして「障がい支援区分」と改められ、平成26年4月から施行されました。

障がい福祉サービスを受けようとする方は、市町村から障がい支援区分の認定を受ける必要があります。新規にサービスを受ける方については、市町村に支給申請を行っていただく必要があります。

障がい支援区分の判定は、認定調査員が、申請者（調査対象者）及び介護者等から80項目の調査項目に関する聞き取りを行った結果や医師の意見書等をもとに行われます。

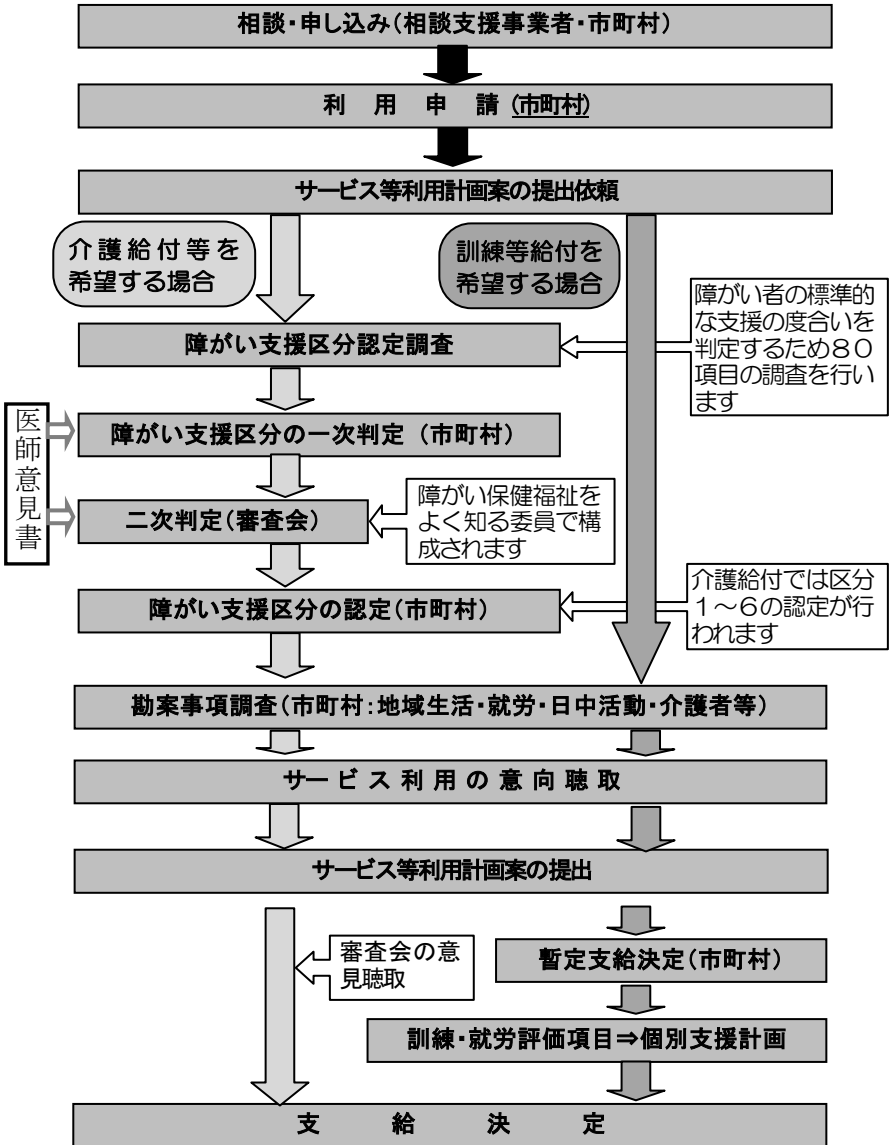
具体的には、障がい支援区分は、コンピュータによる一次判定と、それを受けた市町村審査会による二次判定を経て判定されます。

【留意点】

認定調査員は、障がい特性を十分に理解した上で、申請者（調査対象者）から聞き取り調査を行います。調査にあたっては、障がい特性を十分に踏まえた適切な判断を行う必要があります。

単に「できる」か「できない」ということだけでなく、心身の状況を十分に聞き取ることが必要です。また、質問項目だけでは判断できないような特性については、特記事項に記述することが大切です。

(6) 障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



(7) 障がい支援区分と介護給付の関係

障がい支援区分と利用できる介護給付サービスとの関係については、下表のとおりです。（同行援護については、次ページ参照）

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
居宅介護 (ホームヘルプ)								通院等介助(身体介護を伴う)については、障がい支援区分が2以上であって、障がい支援区分の認定調査項目の要件を満たす必要あり
重度訪問介護					重度肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常時介護を要する人の中で、二肢以上に麻痺があり、認定項目の内、歩行、移乗、排尿、排便がいずれも「支援が不要」以外の方			左記又は認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である者(その他経過措置もあり)
同行援護								身体介護を伴う場合は障がい支援区分が2以上であって、障がい支援区分の認定調査項目の要件を満たす必要あり。身体介護を伴わない場合障がい支援区分の認定は不要
行動加援				行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障がい者(行動関連項目等の合計点数が10点以上の方)				精神・知的障がいのみ対象
療養介護						筋力低下患者又は重症心身障がい者は区分5から	ALS患者等で人工呼吸装置着用者	
生活介護			50歳以上の場合区分2から					施設入所支援を利用する場合は区分4から(そのうち50歳以上の場合は区分3から)
短期入所 (ショートステイ)								
重度障がい者等 包括支援								区分6かつ、ALS、強度行動障がいなど常時介護を要する障がい者で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺があり呼吸管理を行っている身体障がい者若しくは最重度知的障がい者又は行動関連項目等の合計点数が10点以上である者
施設入所支援 (障がい者支援施設での夜間ケア)				50歳以上の場合区分3から				

同行援護（身体介護を伴わない場合）を利用する方については、障がい支援区分認定は必要ありませんが、同行援護（身体介護を伴う場合）を利用する方については、障がい支援区分認定が必要となります。

◆ 身体介護を伴わない場合

- 同行援護アセスメント調査票※の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者

◆ 身体介護を伴う場合

- 同行援護アセスメント調査票の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者
- 障がい支援区分が2以上
- 障がい支援区分の認定調査項目の、「歩行」は「全面的な支援が必要」「移乗」「移動」「排尿」「排便」は「支援が不要」以外、いずれかひとつに認定

※同行援護アセスメント調査票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することができます。

No.	調査項目		0点	1点	2点		特記事項	備考	
1	視力障がい	視力	普通（日常生活に支障がみられない）	約1m離れた視力確認表の図が見ることができ、目の前に置いた場合は見ることができない	目の前に置いた視力確認表の図は見ることができ、遠ざかると見ることができない	ほとんど見えない	見えているのか判断不能である	—	矯正視力による測定とする
2	視野障がい	視野	1. 視界障がいがない 2. 視界障がいの1点又は2点の事項該当しない	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である	両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である			視力障がいの1点又は2点の事項該当せず、視野に障害がある場合に評価する	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない 2. 夜盲の1点の事項に該当しない	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある		—		視力障がい又は視野障がいの1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する	人的支援なしに視覚情報により単独歩行可能な場合に「歩行できる」と判断する
4	移動障がい	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる		慣れた場所でも歩行ができない		夜盲による移動障がいの場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものである	人的支援なしに視覚情報により単独歩行可能な場合に「歩行できる」と判断する

(8) 利用者負担の仕組み



(注) 障がい児施設の利用の場合も同様です。